

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2022年6月27日公表)

産業構造審議会通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した2022年版不公正貿易報告書は、WTO協定を始めとする国際ルールに照らして疑義がある主要国の貿易政策・措置につき、広範な指摘を行っている。不公正貿易報告書は、1992年の創刊以来、これまで30年間、一貫して「ルール志向」の概念を提示し続けてきたが、我が国は、新しいルールの定立のための努力を行うとともに、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消するため、当事国として協議を要請した28件含め、WTOの紛争解決手続を積極的に活用してきた。

WTOの紛争解決手続は、措置の是正を勧告するに留まらず、勧告の履行の監視手続や履行されない場合の対抗措置等も備えていることから、勧告の履行率は高く、WTOルールの実効性の維持に貢献しており、1995年のWTO発足以来、その手続が活用された案件は612件に上る（2022年6月22日現在）。

しかしながら、WTOの紛争解決システムは、2019年12月以降、上級委員会の不在が長期化する中、上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」が積み重なっており、通商システムにおいてルールに基づくガバナンスが十分に働かなくなる危機にある。同制度の機能の回復に向け、引き続き、最大限の努力を続けるとともに、参考2で取り上げた有識者研究会における検討も踏まえ、WTOを補完するアプローチの検討・実行を更に進める。

また、近年、一部の新興国による市場歪曲的な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能が歪められかねないとの懸念が広がりつつある。こうした動きに対しては、WTOや日米欧三極貿易大臣会合などを通じ、公平な競争条件（level playing field）確保に向けたルール形成等の取組を更に進めることで、「自由で、公平で、透明で、予見可能性のある安定的な貿易投資環境」を維持する。

2022年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置を踏まえ、特に以下の案件に優先的に取り組むこととしたい。各案件の詳細は、参考部分に掲載する。

(1) WTO 紛争解決手続を開始したもの

下記案件については、我が国がWTO紛争解決手続に付託しており、同手続を通じて措置の撤廃・是正を求めていく。

- 中国：ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング（AD）措置【パネル】
- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】（国土交通省の取組）※
- 韓国：ステンレス棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）【上級委】
- インド：ICT製品に対する関税措置【パネル】

- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置【上級委】

※ 本件は、国土交通省が取組を進めているものであり、経済産業省は、法的観点から助言を提供。

(2) WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

下記案件については、二国間協議やWTO通常委員会等を通じて問題解決を図りつつ、WTO紛争解決手続の活用の可能性を検討していく。

- 中国：AD措置の不適切な運用
- 中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出
- 米国：1962年通商拡大法232条に基づく輸入制限措置
- 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置

※下記案件については、現行ルールに基づきWTO紛争解決手続の活用可能性の検討も含めてWTOや二国間協議等を通じた対応を進めるとともに、新しいルールの形成も含めた公平な競争条件確保のための対応を検討・実施していく。

- 中国：産業補助金
- 中国：サイバー・データ関連規制
- 中国：強制技術移転
- ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令案

(3) WTO 勧告の早期履行等を求めていくもの

下記案件については、我が国等がWTO紛争解決手続に付託した結果、措置のWTO協定整合性の確保を求めるWTO勧告が採択されているところ、勧告の早期かつ完全な履行やWTO勧告の趣旨に則った適切な対応を求めていく。

- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

(4) 措置の詳細や運用が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その制度設計や運用について特に注視が必要なもの

下記案件については、未だ制度の詳細が明らかでなかったり、我が国による働きかけ等を通じて措置国において一定の対応がとられているものの、制度設計や当該対応の実施状況如何によっては、貿易・投資に大きな影響が生じうることから、引き続きその制度設計や運用について特に注視していく。

また、新型コロナウイルス感染症に関する数量制限や政府調達等の各国措置についても、WTO協定と整合性のない措置が取られないことがないよう、また必要以上に措置が継続しないよう注視していく。

- 中国：輸出管理法

- 米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- 米国：電気自動車税制優遇措置
- EU：炭素国境調整措置案（CBAM 案）
- インド：個人情報保護法案・国家電子商取引政策案
- インド：貿易救済措置の不適切な運用

(参考 1) 2022 年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の詳細

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易・措置の詳細は以下のとおり。

(1) WTO 紛争解決手続を開始したもの

● 中国：ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング (AD) 措置

中国は、2018 年 7 月、日本、EU、インドネシア及び韓国からのステンレススラブ、ステンレス熱延鋼板(カットシート及び厚板)及びステンレス熱延コイルの輸入に対する AD 調査を開始し、2019 年 7 月、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして、AD 税賦課の最終決定を行った。

調査対象のステンレス製品(スラブ、熱延鋼板(カットシート及び厚板)及び熱延コイル)は、それぞれ物理的形狀、価格帯、販路、用途が大きく異なり、お互いに代替性を欠く多種多様な製品を包含する。しかしながら、中国政府は、価格効果の有無を判断するにあたり、これら多種多様な製品の平均価格の低下傾向を指摘するのみで、対象輸入品が国内価格に与える影響を実質的に分析しておらず、AD 協定第 3.2 条に整合しない。

また、調査対象国・地域(日本、EU、インドネシア及び韓国)からの輸入による効果を累積(一括)評価しているが、かかる累積評価は輸入/調査対象国間における競争状況からみて適切であることが求められるところ、価格帯も製品特性もまったく異なる 4 か国・地域の産品を合理的な理由なく累積評価した疑いがあり、AD 協定第 3.3 条に整合しない。

我が国は、2021 年 6 月に、WTO 協定に基づく二国間協議を要請したが、協議で解決に至らなかったため、同年 8 月にパネル設置を要請し、翌 9 月にパネルが設置された。

我が国としては、引き続き、中国に対し、本件措置の撤廃を求めていく。

● 韓国：自国造船業に対する支援措置

韓国は、2015 年 10 月以降、自国造船業への公的助成として、(i)公的金融機関による国内造船所(大宇造船海洋)への金融支援、(ii)造船所の受注支援のための前受金返還保証の発給、(iii)船舶新造支援プログラム(官民ファンド)等による海運会社に対する新造船購入支援、(iv)エコシップへの代替建造補助(新造船価の一部を補助)等の措置を講じている。これらの公的助成措置の結果、韓国企業による低船価受注が繰り返され、国際市場における船価が大幅に下落し、また、市場船価の下落に伴う失注・競合断念により、我が国のシェアが大幅に下落しており、これらの措置は、WTO 補助金協定第 5 条等に違反する可能性がある。これらの公的助成措置は、市場を歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害するおそれもある。また、一部の措置は同協定に規定する輸出補助金等に該当し、同協定第 3 条等に違反する可能性がある。

我が国は、韓国に対して、OECD 造船部会等の機会を通じて、累次にわたり問題を指摘し、また、2018 年 10 月には国土交通省海事局と韓国産業通商資源部との局長級協議を実施し、措置の早期撤廃を要求したが、撤廃に至っていない。これを受け 2018 年 11 月及び 2020 年 1 月に二国間協議を要請し、協議を進めている。また、2021 年 11 月及び 2022 年 4 月の OECD 造船部会においても、従前同様、韓国の公的支援措置の内容について説明を求めると

ともにその透明性の確保を要請している。

我が国としては、引き続き、韓国に対し、本件措置の撤廃を求めていく。

● 韓国：ステンレス棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）

韓国政府は、2016年6月、日本製ステンレス棒鋼を対象とした第3次サンセット・レビューを開始し、2017年6月、韓国政府は、3年間の課税延長を決定した。

AD協定第11.3条は、AD課税はその賦課の日又は最新の見直しの日から5年以内に撤廃することを原則とし、例外的にAD措置の継続が許容されるためには、AD税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性が必要であることを規定する。本件では、日本産輸入品は特殊用途向け製品が多い一方、韓国の国内産品や同じく調査対象国であるインドからの輸入品は汎用向け製品が多く、日本産輸入品は韓国産品に対して重大な損害を与えるような競争関係にない上、韓国市場には中国等からの低価格輸入が大量に存在している。日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定には瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反する。

我が国は、WTO・AD委員会や二国間の累次の改善働きかけにもかかわらず、韓国政府が本件課税を撤廃せず改善が見られないことから、2018年6月、WTO協定に基づく二国間協議を要請し、協議結果を踏まえ、同年9月にパネル設置を要請した（翌月パネル設置、2019年1月パネル構成）。2020年11月に発出されたパネル報告書は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反すると判示した。2021年1月、韓国は、WTO上級委員会に上訴した。また、韓国政府は、2020年1月に第4次サンセット・レビューを開始しており、2021年1月に3年間課税措置を延長する旨決定した。

我が国としては、本件がWTOのルールに従って適切に解決されるよう、引き続き必要な手続を進めるとともに、日本企業への不当な課税が継続されないよう、韓国に対し、本報告書の勧告に従い、本件措置を誠実かつ速やかに是正することを求めていく。

● インド：ICT製品に対する関税措置

インド政府は2014年7月、自国のWTO協定譲許表において無税としている一部のIT製品（HS8517.6290及び8517.6990の通信機器の一部）について、関税率を10%に引き上げた。その後、2017年7月、インクカートリッジ（HS8443.9951及び8443.9952）や携帯電話（8517.1210及び8517.1290）¹、基地局（HS8517.6100）、電話機・通信機器の部分品（HS8517.7090）について、関税率を10%に引き上げた。さらに、同年12月、携帯電話の関税率を15%に引き上げる通達を公布した。これらに加え、2018年2月、携帯電話及び通信機器（HS8517.6290）の一部品目の関税率を20%に引き上げた。また、同年4月、携帯

¹ 2020年1月、インド国内における関税率表の修正に伴いHSコードに変更があり、HS8517.1211、8517.1219及び8517.1290の関税分類となっている。

電話用プリント回路基板アセンブリ（PCBA）（HS8517.7010）の関税率を10%に引き上げた。2020年2月にはさらに20%に引き上げた。2022年1月、インド政府は、電話機・通信機器用の部分品の一部の関税率を実行関税率表の改訂²において15%からさらに20%に引き上げた。

例えば、携帯電話や電話機・通信機器の部分品、基地局については、インドは自国の譲許表においてHSコード6桁レベルで無税としているにもかかわらず、実行関税率を引き上げていることから、明らかにGATT第2条に違反している。

我が国は、WTO市場アクセス委員会、ITA（Information Technology Agreement：情報技術協定）委員会、物品理事会、在インド日本国大使館等から繰り返し懸念を表明し、インド政府に対して詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請したが、インド政府は「ITA合意時には存在しなかった製品であり、ITAで約束した関税撤廃対象ではない」旨の回答を繰り返すのみで、状況の改善は見られなかった。

我が国は、2019年5月、インドに対しWTO協定に基づく協議を要請し、本措置の撤回を求めたが、協議においては解決に至らなかったため、2020年3月にパネル設置を要請し、同年7月にパネルが設置された。なお、本件については同年6月にEU、同年7月に台湾もパネル設置を行った。現在、パネル審理が進んでおり、引き続き本措置の撤回を求めている。

● インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置

インド政府は、2015年9月7日、熱延コイルに対するSG調査を開始し、わずか2日後の同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日から暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は暫定措置の開始から起算して2年6か月間のSG措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のSGの発動要件として、GATT第19条1項(a)に規定する「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」としての輸入増加について明示する必要があるが、インドの当局は調査報告書においてこれを明示していない。

さらに、WTO協定上のSG発動要件として上記の「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」に加えて、輸入増加は「事情の予見されなかった発展の結果」である必要があるが、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT第19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は需給関係の変化であって輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しない。

上記から、インド当局はGATT第19条1項(a)に規定する発動要件を適切に認定していないと考える。

また、インド当局は、SG協定に規定するその他の発動要件も適切に認定していないと考

² 2022年1月の実行関税率表の改訂において、携帯電話（HS8517.12）はHS8517.1300（スマートフォン、関税率20%）とHS8517.1400（その他の携帯電話、関税率20%）に、プリント回路基板アセンブリ（PCBA）（HS8517.7010）はHS8517.7910（PCBA、関税率20%）に、電話機・通信機器用の部分品（HS8517.7090）はHS8517.7100（アンテナ反射機及びその部品、関税率20%）とHS8517.7990（その他の部分品、関税率15%）の分類に変更された。

えられ、本件措置に係る手続においても、WTO通報に係る通報内容に不備がある等協定整合性に疑義がある。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、本件に関するインドの動向を注視して、意見書の提出、二国間協議の実施及び公聴会への参加を実施した。調査期間中に提出した意見書では、本件措置がWTO協定に違反する可能性を示唆し、調査において適切な認定が行われるよう要請した。しかし、インドは調査後に本件措置を発動し、その後も改善が見られないことから、我が国は、2016年12月、WTO協定に基づく協議を要請し、2017年3月にパネル設置を要請、同4月にパネルが設置された。

2018年11月、パネル報告書が発出された。協議期間中に当該SG措置は失効したものの、パネル報告書では我が国の主張はほぼ認められ、インドのSG措置はWTO協定に不整合であり、効果が残存する限りにおいて当該措置を是正するようインドに勧告した。2018年12月、インドが上級委員会に上訴し、現在、上級委員会の審理を待っている状況であり、再開され次第上級委員会の審理に適切に対応していく。

(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

● 中国：AD措置の不適切な運用

中国政府は、1995年以降、2021年6月末までに292件のAD調査を開始しており、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は53件であり、うち44件についてAD措置が発動された。2021年12月末時点、21件のAD課税が継続している。これは、国別に見た我が国に対するAD調査開始件数・措置発動件数としては、最多となっている。

中国のAD措置については、中国企業の経営の悪化が中国国内の過剰生産構造に起因すると考えられるにも関わらず、我が国からのダンピング輸出が原因で中国企業に損害が発生しているとの認定がなされ、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD協定に整合的でない点が見られる。

我が国は、不適切と思われるAD調査については、中国調査当局に対する政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきており、また、中国のAD調査手続について同様の懸念を有する米国及びEUと、WTO紛争解決手続において互いの主張を支持する意見書を提出するなどして、必要に応じて協力を行っている。

我が国としては、引き続き、AD措置の不適切な運用については是正を働きかけていく。

● 中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出

禁訴令とは、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、当事者による外国裁判所での判決執行の申請や提訴等の訴訟手続を禁止する命令をいう。2020年8月、中国の最高人民法院は、移動体通信技術の標準必須特許に係る訴訟において、禁訴令を発出した。その後、中国の下級裁判所も、同様に移動体通信技術の標準必須特許に係る複数の訴訟において禁訴令を発出しており、中には、外国裁判所に係属中の訴訟手続の進行だけでなく、新たに外国裁判所に提訴することまでを禁じるものもある。

2022年2月、EUは、中国の本措置について、TRIPS協定等に不整合であるとして協議を

要請した。

我が国としては、中国の禁訴令の発出動向を注視しつつ、EU その他加盟国と連携し、中国の禁訴令が協定不整合な形で用いられないよう適切に対応していく。

● 米国：1962年通商拡大法 232 条に基づく輸入制限措置

(鉄鋼・アルミニウム)

米国は 1962 年通商拡大法第 232 条(Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962、以下「232 条」)に基づき、日本からの輸入鉄鋼及びアルミニウムに対し、2018 年 3 月より、それぞれ 25%、10%の追加関税(従価税)を賦課している。

米国は、いくつかの国に対し、追加関税を撤廃している(国別除外)(ただし、韓国等一部の国は、除外される代わりとして輸入数量制限が導入された。)。2021 年 10 月には、EU からの鉄鋼、アルミに対し、一定数量の関税割当を導入する代わりに追加関税を一部免除すること、派生製品については追加関税を撤廃することが発表され、2022 年 1 月より当該関税割当が導入されている(二次税率として鉄鋼 25%、アルミ 10%の関税が維持されている。)

2021 年 11 月、日本産の鉄鋼、アルミの 232 条措置について協議が開始された。2022 年 2 月、米国は日本からの輸入鉄鋼につき一定数量の関税割当を導入し、また派生製品に対する追加関税を撤廃した。関税割当の二次税率として 25%は維持されており、アルミについては 10%の追加関税賦課が維持されるなど、WTO 協定上の問題は残る。

なお、国別除外のほか、米国企業からの申請を受け、①安全保障に影響がない製品、及び②米国で代替生産ができない製品と認められた場合、関税措置からの除外(製品除外)も認めている。

譲許税率を超えた関税の引上げは、GATT 第 2 条(関税譲許)に違反する可能性が高い。また、仮に数量制限(クォータ)が設定された場合には、GATT 第 11 条(数量制限)に違反する可能性があり、SG 協定第 11 条(輸出自主規制等の禁止)にも違反する可能性もある。これに対し、米国は、232 条に基づく措置は安全保障のためにとられているとして、GATT 第 21 条(安全保障例外)を援用するが、本件措置が安全保障例外で正当化される措置と言えるのか疑義がある。

我が国は、同盟国である日本の鉄鋼やアルミの輸入は、米国の安全保障上の脅威となることはないとして、累次にわたり懸念を伝えている。同時に、製品別除外プロセスの迅速化、簡素化を図るよう多様なレベルで働きかけを行っている。さらに、米国の鉄鋼・アルミへの 232 条措置のパネル審理にも第三国参加を行い、米国の両措置に対し、今後リバランス措置をとる権利を留保する旨の WTO 通報を行っている。

引き続き協定整合性に疑義のある 232 条措置の完全撤廃に向け、今後とも米国政府に対して必要な働きかけを続けていく。

(自動車・自動車部品)

自動車・自動車部品については、2019 年 2 月、商務長官から大統領への勧告を含む調査報告書が提出され、5 月 17 日の大統領布告により、EU、日本等からの自動車等の輸入に関しても、安全保障上の脅威があるとし、かかる安全保障上の脅威に対処するため交渉するよう指示があった。しかし、同年 11 月の交渉期限が到来するも、措置決定はされていな

い。

2018年9月の日米共同声明で、「協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない」ことを確認した。さらに、2019年9月、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が合意に至ったことを踏まえ、「両協定の誠実な履行がなされている間は、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨を日米首脳共同声明で確認し、これは我が国の自動車・自動車部品に対しては、232条に基づく追加関税は課されない趣旨であることを首脳間で確認した。

なお、2018年11月、米国、カナダ及びメキシコが USMCA 協定へ署名し、同時に、通商拡大法第 232 条に基づき商務省が調査中の自動車等に関するサイドレターが、米墨及び米加の閣僚間で取り交わされた。サイドレターでは、仮に、米国が 232 条に基づき自動車等への輸入制限措置を発動した場合、墨及び加からの一定数量を下回る乗用車及び自動車部品とライトトラック全てには、232 条を適用しない旨の合意がなされた。しかし、輸入制限措置は未だ発動されておらず、サイドレターでの合意内容がどのように実施、運用されていくかは依然不透明である。

米国、メキシコ及びカナダには自動車メーカー等、数多くの日本企業が進出し、USMCA を活用した企業活動を行っている。我が国としては、WTO 協定が、輸出自主規制をとろうとすることも、これをとるよう求めることも禁止していること(セーフガード協定第 11 条)、また、関税割当等 WTO 協定上認められる場合を除き、数量制限を一般的に禁止している (GATT 第 11 条) ことに留意し、USMCA のサイドレターが、自由で公正な貿易を歪曲する管理貿易に繋がらないか、実際の運用も含め、関連動向を見極めつつ、今後もその動向を注視していく。

(スポンジチタン)

2019年3月に調査が開始されたスポンジチタンについては、2019年11月、商務省が、スポンジチタンの安全保障上の脅威を認定し、輸入調整の措置は取らないよう勧告しつつ、輸入調整とは別の措置の方が効果的である可能性が高い旨助言した。大統領は、2020年2月、スポンジチタンの輸入による安保上の脅威があると同意し、輸入調整(追加関税等)ではなく、国防長官、商務長官に対し、作業部会(ワーキンググループ)を立ち上げるよう指示した。作業部会では、米国の緊急事態に国防・重要産業にスポンジチタンへのアクセスを確保するための措置に同意するため、輸入の約94%を占める日本に議論に参加させるよう指示している。

米国が輸入するスポンジチタンの大半が日本からの輸入品であるが、同盟国である日本の製品が、米国の安全保障上の脅威となることはない。むしろ日本から輸出されるスポンジチタンは、品質管理が行き届いた信頼性の高いものであり、米国国内の供給不足を日本からの輸出が充足し、まさに米国の安全保障を支える素材となっている。今後の協議で同意される措置も WTO 協定整合的であるべきである。

(ネオジム磁石)

米国は、2021年6月、サプライチェーン100日報告書においてネオジム磁石防衛・民間双方における重要性を指摘していたところ、同年9月、同磁石の232条調査を開始した。

日本製のネオジム磁石は、米国のサプライチェーン強靱化に貢献してきたものであり、

同盟国たる日本からの輸入が米国の安全保障の脅威となることはなく、我が国としては、措置の回避及び撤回のため、今後とも米国政府に対する働きかけを続けていく。

● 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続の運用及び不当に長期にわたる対日 AD 措置

AD 協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD 課税は原則 5 年間で失効（サンセット）すると定めるが、米国の運用では、国内企業からのレビュー申請がある限り措置が継続される実態となっている。

米国政府は、2022 年 5 月末現在、日本製品に対して 19 件の AD 措置を課しているが、最長の措置は 40 年以上継続しており、11 件の措置については 20 年以上継続している。これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国のユーザーから支持を得ているが、AD 措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済対話や累次の WTO・AD 委員会等の場において措置の早期撤廃を要請しているところである。こうした取組もあり、2018 年 8 月、35 年以上継続されていた鉄鋼製品に対する米国の AD 措置がサンセット・レビューの結果、撤廃された。

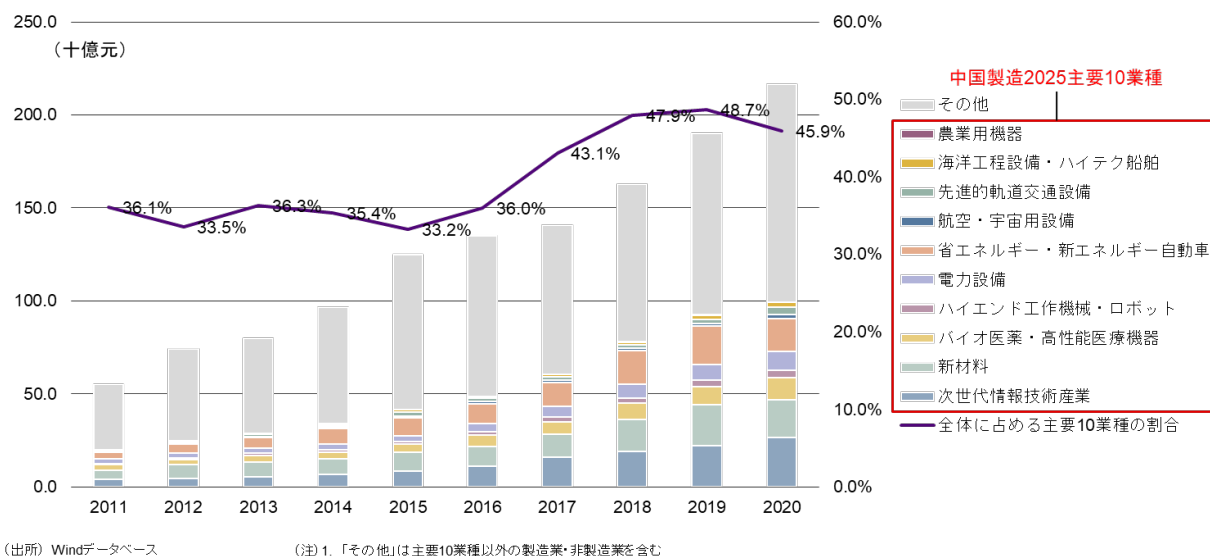
また、前掲の韓国ステンレス棒鋼のほか、新興国においても、サンセット・レビュー手続において安易な認定による延長措置が見られる。

我が国としては、引き続き、米国及び新興国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

● 中国：産業補助金

中国の上場企業の財務データをまとめる Wind データベースにより、中国において上場されている企業の年次報告書に記載されている政府補助金額を分野別に集計すると、政府補助金額は過去 10 年間で着実に増加しており、2020 年時点で 2011 年の 3.9 倍に当たる 2,164 億元（約 4 兆 3,280 億円）が支給されている。このうち、特に「中国製造 2025」で定められている重点 10 業種への補助金は、公表された 2015 年以降大きく伸びており、2020 年時点で約 46%を占めるようになっている（図 1 参照）。中でも、半導体製造が含まれる次世代情報技術産業（全体に占める割合：12.3%）や、新材料（9.3%）、省エネルギー・新エネルギー自動車（8.1%）などへの支給が高い割合を占めている。

(図1) 中国の政府補助金総額と「中国製造 2025」関連内訳の推移



中国政府は、特定性を有する補助金を WTO へ隔年で通報することが定められている補助金協定第 25 条の義務について、これまで十分に果たしてきていない（2011 年以降、米国は、中国自身が通報していない中国の戦略重点産業関連等の補助金について通報（いわゆる逆通報）を行っている）。中国政府は、2016 年 7 月には初めて、地方政府の補助金についても通報を行ったが、本来通報すべきと考えられる補助金が通報されないという問題は十分に改善していない。補助金の支出の透明性の低さは、歪曲性のある補助金交付を助長しやすく、鉄鋼・アルミ等の分野の過剰生産能力の問題につながっている疑いがある。

更に、国有企業を通じた融資、ファンド等の多様なツールによる補助金は、①企業に対し、政府系金融支援を通じて政府の影響力が強化されること、②政府支援が呼び水となって民間資金が集中することで、特定産業に大量の資金が流れ込み、結果として過剰生産を招くこと、③高度な技術を持つ海外企業の買収資金となる可能性が懸念される。

また、中国政府による補助金が、鉄鋼・アルミ等の過剰生産能力をもたらしている問題については、他の加盟国の利益に悪影響をもたらすものとして、補助金協定第 5 条等に違反する補助金も存在する可能性がある。

2019 年 12 月の経済産業省と中国商務部との次官級定期協議や、外務審議官を日本側団長として経済産業省他関係省庁の代表者が参加した 2021 年 11 月の日中経済パートナーシップ協議において、各産業における補助金政策の透明性向上を要請するなど、中国政府と問題解決のための議論を行った。WTO においては、補助金委員会や対中貿易政策審査会合（TPR）において、米国や EU 等とともに、補助金と過剰生産能力問題に関する議論を提起している。更に、2019 年 1 月（アルミ・バリューチェーンにおける国際市場歪曲性分析）、2019 年 12 月（半導体バリューチェーンにおける国際市場歪曲性分析）及び 2021 年 5 月（市場の水準を下回る投融資をめぐる国際市場歪曲性分析）に公表された OECD 調査報告書においても、中国等においてアルミ、太陽光パネル、半導体等の産業に市場水準を下回る条件での低利融資や資本注入等の態様で多額の政府支援がなされており、競争条件の歪曲性との関係性も指摘されている。

特定国を対象にしたものではないが、2017 年 12 月から開催されている日米欧の三極貿易大臣会合においても、国際的な産業補助金や国有企業に関するルール強化の議論を行ってきている。また、我が国を含む G7 は、2017 年 5 月、G7 タオルミーナ首脳コミュニケに

において、鉄鋼、アルミニウムその他主要な産業部門における世界的な過剰生産能力に対処し、こうした問題が他の分野で発生しないよう、協力を更に強化し、パートナーと共に取り組んでいくことにコミットした。更に、2018年6月のG7シャルルボワ首脳コミュニケにおいても、鉄鋼分野の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムの全ての加盟国に対して、同フォーラムによる提言の完全かつ迅速な実施が求められるとともに、アルミニウム、ハイテク分野等の過剰能力を避ける緊急の必要性が指摘された。2021年6月のG7カービスベイ首脳コミュニケにおいても、国有企業による市場歪曲的な行動、及び過剰生産能力につながるものを含む有害な産業補助金といった不公正な慣行から保護するためのルールを強化するよう、世界貿易のルールブックを現代化するために協働するとした。G20においても、鉄鋼分野の過剰生産能力や産業補助金について議論が行われている。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国に対して、産業補助金の支出や国有企業の活動の透明性を高め、市場歪曲的な措置が講じられないよう促すとともに、中国の制度が補助金協定に整合的に運用されるよう、引き続き、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● 中国：サイバー・データ関連規制

中国政府は、近年、サイバーセキュリティ及びデータセキュリティ関連の規制を強化するため、様々な法令・規則を整備している。2017年6月にサイバーセキュリティ法が、2021年9月にはデータセキュリティ法が、同年11月には個人情報保護法が施行され、これら三法に関連する下位規則の整備が進んでいる。

サイバーセキュリティ法では、「重要情報インフラ運営者」に対し、中国国内で収集した個人情報及び「重要データ」の国内保存義務及び当該データの海外移転時の安全評価義務が規定されている。一般的に、外国のサービス又はサービス提供者は、中国国外で一元的にデータを集約し管理していると推察され、これらの義務により、追加的な負担が発生するケースが想定されるところ、従前より中国国内でデータを集約し管理している中国国内のサービス又はサービス提供者に比べて、事実上不利な競争条件に置かれる可能性がある。外国事業者が中国国内事業者よりも実質的に不利な競争条件に置かれる場合には、GATS第17条並びにRCEP協定第8.4条及び第10.3条の内国民待遇義務違反となる可能性がある。また、中国はRCEP協定において、情報の自由な越境移転の原則及びコンピュータ関連設備設置要求禁止に合意しており（RCEP協定第12.14条及び第12.15条）、運用によってはこれに抵触するおそれがある。さらに本法では、ネットワーク基幹製品やサイバーセキュリティ専用製品は、関連の国家規格や業界規格に従い、販売時にはセキュリティ認証を得る必要があると規定されているため、関連下位規則において製品に関する強制規格や適合性評価手続が定められるものと考えられるが、本法に基づく規制についてはTBT通報がなされておらず、WTO・TBT協定第2.9.2条に違反すると考えられる。なお、国家規格や業界規格の具体的な内容は法に規定がなく、どのような基準となるか不明であるが、強制規格及び適合性評価手続が国際規格や国際標準化機関の指針等を基礎として用いていない場合は、TBT協定第2.4条及び第5.4条に違反する可能性がある。更に、「サイバー空間の主権及び国家安全の維持」という目的と、強制規格や適合性評価手続の具体的な措置との関係において、措置の内容が目的に比して必要以上に貿易制限的な場合は、TBT協定第2.2条、第5.1.2条に違反する可能性がある。

データセキュリティ法では、中国国内の全てのデータ処理活動（収集・保管・使用・加工・転送・提供・公開等）を規制の対象とし、そのセキュリティの管理監督を規定している。本法に定められる用語や各種評価・要件・対象範囲等が不明確な条文が多く、例えば、「国の安全審査」の対象となるとされる「国の安全に影響し又は影響し得るデータ処理活動」についても明確な定義が示されていない。こうした条文について外国事業者が不利に扱われるような恣意的な運用がなされる場合は、GATS 第 17 条並びに RCEP 協定第 8.4 条及び第 10.3 条の内国民待遇義務違反となる可能性がある。また、本法には輸出規制が規定されているが、外国事業者が中国国内事業者よりも事実上不利に扱われる場合には、GATS 第 17 条並びに RCEP 協定第 8.4 条及び第 10.3 条の内国民待遇義務違反となる可能性がある。さらに、当該輸出規制が、データの国内保存義務又は越境移転規制を指すのであれば、運用によっては、RCEP 協定第 12.14 条（コンピュータ関連設備設置要求禁止）及び第 12.15 条（情報の自由な越境移転の原則）への抵触のおそれもある。

個人情報保護法は、中国国内の個人情報を中国国外で処理する一定の活動についても適用対象となる、中国初の包括的個人情報保護法である。本法では、規制の対象範囲や基準等について不明確な部分が多いが、外国事業者が不利に扱われるような恣意的な運用がされる場合は、GATS 第 17 条並びに RCEP 協定第 8.4 条及び第 10.3 条の内国民待遇義務違反となる可能性がある。また、「重要情報インフラ運営者」及び「処理する個人情報が国家インターネット情報機関の規定量に達する個人情報処理者」に対し、個人情報の国内保存義務及び越境移転規制（個人情報を国外に移転する際には政府による安全評価が必要）が規定されている。これにより外国のサービス又はサービス提供者が中国国内のサービス又はサービス提供者に比べて、事実上不利な競争条件に置かれる可能性があり、外国事業者が中国国内事業者よりも実質的に不利な条件に置かれる場合には、GATS 第 17 条並びに RCEP 協定第 8.4 条及び第 10.3 条の内国民待遇義務に抵触する違反となる可能性がある。また、運用によっては、RCEP 協定第 12.14 条（コンピュータ関連設備設置要求禁止）及び第 12.15 条（情報の自由な越境移転の原則）への抵触のおそれもある。

これらの法律に関しては、我が国のみならず諸外国政府や業界団体等から中国政府に対してパブリックコメントへの意見書の提出や懸念表明がなされていたが、意見内容の多くが反映されないまま施行された。

これら三法に関連する下位規則も、次々とパブリックコメントにかかっている。サイバー・データ関連の下位規則においては、条文中に用いられている用語の定義や審査の具体的要件、具体的な規格及び適合性評価手続の内容、対象範囲等について不明確な部分が多い。また、国家安全及び犯罪捜査のために公安機関や国家安全機関に対しての協力義務が規定されていること等について、ビジネス上の懸念も大きい。さらに、一部の規制は国外のデータ処理活動や国外の機関、組織及び個人も規制も対象としており、事業者に過度な負担を課さないよう必要かつ合理的な範囲に限定するのが国際実務となっているため、今後も留意が必要である。

我が国としては、2019 年 12 月の経済産業省と中国商務部との次官級定期協議や、外務審議官を日本側団長として経済産業省他関係省庁の代表者が参加した 2021 年 11 月の日中経済パートナーシップ協議といった二国間協議の場を通じて、懸念等を伝えてきた。引き続き、これらのサイバー・データ関連規制の策定、施行及び運用の状況を注視するとともに、関係国と連携しつつ、WTO サービス貿易理事会、TBT 委員会や、二国間協議の機会を捉え、中国に対し是正を促していく。

パブリックコメントが行われた関連下位規則

規則名称	パブコメ実施	施行
重要情報インフラ安全保護条例 (内容:「重要情報インフラ運営者」に対する情報の取扱いに関する規則)	2017年7月	2021年9月
サイバーセキュリティ等級保護条例案 (内容:ネットワークの重要度に応じた等級保護制度)	2018年6月	未施行
データ安全管理弁法案 (内容:中国国内でのインターネットを利用したデータの収集・保存・処理等に関する規則)	2019年5月	未施行
個人情報の海外提供の安全評価弁法案 (内容:「ネットワーク運営者」が個人情報を海外に提供する場合の安全評価に関する規則)	2019年6月	未施行
自動車データセキュリティ管理の若干の規定 (内容:「自動車データ処理者」に対するデータの取扱いに関する規則)	2021年5月	2021年10月
工業情報化分野におけるデータ安全管理弁法案(試行) (内容:工業情報化分野に関するデータの取扱いに関する規則)	2021年9月及び 2022年2月	未施行
データ国外移転安全評価弁法案 (内容:個人情報及び「重要データ」の国外移転時のセキュリティ審査等の詳細)	2021年10月	未施行
ネットワークデータ安全管理条例案 (内容:「データ処理者」に対するデータの取扱いに関する規則)	2021年11月	未施行
サイバーセキュリティ審査弁法 (内容:「重要インフラ運営者」への審査に関する規則等)	2021年7月、 2022年1月	2022年2月
情報安全技術 重要データ識別ガイドライン (内容:重要データの識別に関する国家標準)	2022年1月	未施行

● 中国：強制技術移転

中国は、WTO 加入議定書第 7 条 3 項において、国家又は地方政府当局による輸入承認手段又は輸入もしくは投資の権利の配分が、技術移転要求に条件付けられていないことを確保すると約束しており、RCEP 協定第 10.6 条においても、技術移転要求やロイヤリティ規制を含む特定措置の履行要求の禁止を約束している。また、中国政府は、2020 年 1 月に施行された外商投資法において、行政機関及びその職員が行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならないと定めているが、行政機関が技術情報などの提出を企業に要求しうる基準が不明確である、国有企業等を通じて要求が行われた場合に証拠収集が困難であるといった課題がある。また、運用次第で強制技術移転が行われる可能性のある制度が引き続き存在しており、例えば、2019 年 5 月に公表されたデータ安全管理弁法(草案)、2021 年 9

月・2022年2月に公表された工業情報化分野データ安全管理弁法（試行）（草案）、2021年10月に公表されたデータ国外移転安全評価弁法（草案）、2021年11月に公表されたネットワークデータ安全管理条例（草案）、2021年10月に施行された自動車データセキュリティ管理の若干の規定及び2022年2月に施行されたサイバーセキュリティ審査弁法等でも、事業者に対して中国当局へのデータの提供を義務付ける条項があり、ソースコードや暗号を含む技術情報の提供が要求される可能性がある。

我が国は、中国政府に対して、各種法令のパブリックコメントへの意見提出のほか、2019年12月の経済産業省と中国商務部との次官級定期協議や、外務審議官を日本側団長として経済産業省他関係省庁の代表者が参加した2021年11月の日中経済パートナーシップ協議といった二国間協議の場を通じて懸念点や要求を伝えてきた。WTOでは、2021年の対中貿易政策審査会合（TPR）において、政府関係者が外国投資家及び外国企業に技術移転を強制することを防止するためにどのような措置が取られているのか、また、技術移転を強制された際の救済措置について、中国に説明を求め、強制技術移転に関する議論を提起している。

加えて、特定国を対象にしたものではないが、日米欧の三極貿易大臣会合において、強制技術移転に関する議論を行ってきており、2020年1月の会合では、第三国による強制技術移転措置を防ぐことを目的とした主要な規律のあり得る要素等について議論した。また、我が国を含むG7は、首脳コミュニケにおいて強制技術移転への対処の必要性に繰り返し言及しており、昨年6月のG7カービスベイ首脳コミュニケにおいても、強制技術移転を含む不公正な慣行から保護するためのルールを強化するよう、世界貿易のルールブックを現代化するために協働するとしている。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国の制度がWTO加入議定書等に整合的に運用されるよう、引き続き、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令案

ベトナム政府は、2019年1月、サイバーセキュリティ法を施行した。本法では、同国内においてインターネットサービス等を提供し、ベトナムに所在するサービスユーザーによって創出されるデータ等の収集・利用等を行う国内外の企業は、政府の規定に従った期間中、これらのデータをベトナムに保存しなければならないと規定している。また、当該外国企業は、ベトナムに支店又は代表事務所を設置しなければならないと規定している。また、サイバーセキュリティ法に準拠した「インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令案（72/2013/ND-CP）」（2021年11月公表）では、ニュースサイトやソーシャルネットワーキングサイト、データセンターサービスについて、ベトナムのサービス利用者のデータは、ベトナム国内に保存しなければならないこと及びベトナム国内にサーバを設置しなければならないことを規定している。データの国内保存義務に関しては、一般的に、外国のサービス又はサービス提供者は、ベトナム国外で一元的にデータを集約し管理していると推察され、これらの義務により、追加的な負担が発生するケースが想定される。従前よりベトナム国内でデータを集約し管理しているベトナム国内のサービス又はサービス提供者に比べて、事実上不利な競争条件に置かれる可能性がある。これらの義務により、外国事業者がベトナム国内の事業者よりも事実上不利に扱われる場合には、

GATS 第 17 条並びに CPTPP 協定第 9.4 条及び第 10.3 条に規定する内国民待遇義務に違反する可能性がある。また、ベトナムは CPTPP 協定及び RCEP 協定において、情報の自由な越境移転の原則及びコンピュータ関連設備設置要求禁止に合意しており（CPTPP 協定第 14.11 条及び第 14.13 条並びに RCEP 協定第 12.14 条及び第 12.15 条）³、本法は、運用次第では、これらの規定に抵触する可能性がある。さらに、支店又は代表事務所の設置義務に関しては、特定の形態を要求する措置であることから、GATS 第 16 条の市場アクセス義務及び CPTPP 第 10.6 条に違反する可能性がある。

ベトナム政府は、2021 年 2 月、サイバーセキュリティ法に準拠した個人情報保護政令案を公表した。本政令案では、①移転に関する本人同意、②原データの国内保存、③移転先地域の個人情報保護水準に関する十分性証明書の交付、④個人情報保護委員会の書面による承諾、の 4 つの条件をすべて満たす場合に、ベトナム国民の個人情報を国外移転できると規定している⁴。これらの義務により、ベトナムが自由化を約束している分野において、外国事業者がベトナム国内の事業者よりも事実上不利に扱われる場合には、GATS 第 17 条並びに CPTPP 協定第 9.4 条及び第 10.3 条に規定する内国民待遇義務に違反する可能性がある。また、ベトナムは CPTPP 協定及び RCEP 協定において、情報の自由な越境移転の原則及びコンピュータ関連設備設置要求禁止に合意しており（CPTPP 協定第 14.11 条及び第 14.13 条並びに RCEP 協定第 12.14 条及び第 12.15 条）、本政令案は、運用次第では、これらの規定に抵触する可能性がある。

サイバーセキュリティ法及び個人情報保護政令案について、我が国は、パブリックコメントへの意見書を提出するとともに、WTO 対ベトナム TPR や WTO サービス貿易理事会等の場で、これら法令に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。

我が国としては、引き続き、法令策定動向や施行運用を注視し、WTO サービス貿易理事会や二国間協議等の機会を捉えて改善・明確化に向けた議論を進めていく。

(3) WTO 勧告の早期履行等を求めていくもの

● ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

ブラジル政府は、自動車分野・情報通信機器分野において、ローカルコンテンツ要求を関連付けた優遇税制措置を導入し、ブラジル国内における一定の製造工程の実施、国産部品の使用、国内での研究開発投資等を条件に、各種税金・負担金の大幅な減免を認めていた。

これらの政策は、輸入部品を国産部品と比べて不利に扱っており、GATT 第 3 条（内国民待遇義務）等に違反するため、我が国は、2015 年 7 月、自動車や情報通信分野の税制優遇措置等について WTO 協定に基づく協議を要請した（同年 9 月パネル設置要請、パネル設置）。本件については、我が国に先行して、2013 年 12 月、EU がブラジルに対して WTO 協定に基

³ CPTPP 協定においては、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティ関連法令に基づく措置について、発効後 5 年間紛争解決の規定の適用外とする旨のサイドレターを、日本政府とベトナム政府との間で交わしている。

⁴ 別途個人情報の越境移転が可能となる場合が定められており（第 21 条第 3 項）、これらの 4 つの条件を全て満たす必要があるかについては議論がある。

づく協議を要請、2014年12月にパネルが設置されており、我が国は、EUと同一のパネル手続の中で、ブラジルに対し措置の是正を求めた。

2018年12月公表の上級委報告書では、日本・EUの主張が概ね認められ、自動車政策及び情報通信分野の税制恩典措置につき、内国民待遇義務違反、上記措置の一部については、禁止されるローカルコンテンツ補助金に該当するとのパネル報告書の認定が支持された。輸出企業に対する税制恩典措置については、禁止される輸出補助金に該当するとのパネル判断が覆されたものの、ブラジルに対して、WTO協定に従って違反とされた措置の是正、禁止されるローカルコンテンツ補助金の遅滞なき廃止が勧告された。

我が国は、今後、同勧告に従い、WTO 整合的でない税制措置が確実に是正・撤廃されるよう注視するとともに、撤廃後の新たな措置（自動車業界のROTA2030等）の協定整合性についても注視していく。

(4) 措置の詳細や運用が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その制度設計や運用について特に注視が必要なもの

● 中国：輸出管理法

中国政府は、従来、大量破壊兵器関連のみを規制対象とする安全保障輸出管理制度をおいていたところ、2020年10月に通常兵器関連の多数の民生品・技術を規制対象に加えると同時に、報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制等の新たな措置を多く含む輸出管理法が成立し、12月1日に施行された。

本制度の詳細については、細則に委ねられているため、依然として不明確な点が多い。しかし、輸出管理法の法目的に「国家の利益」保護が明記されていること等にかんがみて、規制対象品目の範囲が過大に設定される可能性がある点、該非判断や最終需要者・用途の調査等の場面で、必要な範囲を超えて技術開示要求が行われうる点、他国の差別的な輸出規制に対する報復措置の規定が存在する点等において、安全保障目的との関連性が乏しい過剰な輸出規制であり、安全保障例外（GATT第21条）の要件を満たさず、輸出入制限の禁止（GATT第11条）に抵触する可能性がある。

なお、規制対象品目の範囲が過大に設定される懸念のある具体的な動きとして、2021年1月にレアアース管理条例草案が公表され、レアアース製品の輸出について「輸出管理等の法規を遵守しなければならない」と規定されているため、レアアース製品の輸出に影響を及ぼさないか注視する必要がある。さらに、2022年4月、両用品目輸出管理条例案が公表されたが、本条例の対象となる品目は列挙されておらず、また、再輸出等の詳細については依然として不明確な点が多く、注視する必要がある。

我が国は、中国に対して、2018年3月以降のWTO物品理事会、同年のWTOにおける対中国TPR、2019年12月の経済産業省と中国商務省との次官級定期協議等の場で、本法案に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。

我が国としては、引き続き、施行運用を注視し、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● 米国：ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼ

ロイングの濫用の是正を含む)

米国は、AD 手続において、輸出者毎のダンピング率（ダンピング・マージン）を計算する際に、全ての輸出取引ではなく、国内販売価格を下回る価格での輸出のみを考慮し、国内販売価格を上回る輸出取引を考慮しない（国内販売価格との価格差を「ゼロ」とみなす）ことにより、ダンピング・マージンを恣意的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用していた。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を無視する不公平な計算方法であり、ダンピング・マージンの計算方法を定める AD 協定第 2.4.2 条等に違反する。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004 年 11 月に WTO 協定に基づく協議要請、2005 年 2 月にパネル設置要請を行い、2007 年 1 月公表の上級委員会報告書では、ゼロイングの WTO 協定違反が認定された。その後、履行確認パネル、上級委員会手続等を経た後、2012 年 2 月に至り、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同年同月、米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止した。我が国としては、覚書及び改正規則に基づきゼロイングの廃止が徹底されるよう引き続き注視していく。

また、米国は、近年、AD 協定第 2.4.2 条後段が定めるいわゆるターゲット・ダンピング（特定の顧客、地域又は時期に対する安値輸出）の場面では、例外的にゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき、本規定の適用範囲を拡張しながらゼロイングを再開しており、上記ゼロイング禁止の判断が実質的に無効化される懸念がある。

韓国及び中国は、ターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対する AD 措置を WTO 紛争解決手続に付託した（米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD (DS464) 及び米国 - 中国に対する AD 手続の手法・適用 (DS471)）。我が国は、両案件に第三国参加し、ゼロイングの使用は AD 協定に違反すると主張していたところ、米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD (DS464) のパネル及び上級委、並びに米国 - 中国に対する AD 手続の手法・適用 (DS471) のパネル（本論点は上訴されず。）は我が国の主張に整合する解釈を採用し、米国によるゼロイングを含めたターゲット・ダンピング認定を協定違反と認定した。DS464 については、米国による DSB 勧告の履行のための期間（2017 年 12 月まで）が経過したことに伴い、2018 年 1 月、韓国が勧告不履行に対する対抗措置を申請、2019 年 2 月の仲裁決定にて計 8,481 万ドルを上限とする対抗措置が認められた。DS471 についても、履行期間（2018 年 8 月まで）の経過に伴い、中国が 2018 年 9 月に勧告不履行に基づく対抗措置を申請、2019 年 11 月の仲裁決定にて計 35 億 7913 万ドルを上限とする対抗措置が認められた。

なお、米国 - カナダ産軟材 AD (DS534) に対するパネル報告書（2019 年 4 月公表）は、ターゲット・ダンピングが疑われる場面において、一定の条件でゼロイングを許容する余地を肯定したが、現在の米国のゼロイング実務自体は AD 協定第 2.4.2 条に違反するとの判断を示している（カナダが上訴したため採択されていない）。

我が国は、引き続き、日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視していく。

● 米国：電気自動車税制優遇措置法案

2021 年 11 月、米議会下院が以下に記載する内容の電気自動車税制優遇措置を含む Build Back Better 法案（以下「BBB 法案」）を可決した。本優遇措置を含む BBB 法案は、2022

年6月時点で、米議会上院が審議中である。BBB法案は、電気自動車の購入に際して、措置の適格を満たす車両への税控除を内容とする。米国産電池を使用して組み立てた電気自動車の場合、税額控除額が追加されるほか、米国法に基づく組合交渉団体交渉協定に基づいて運営されている米国内の施設で車両の最終組み立てが行われた場合にも、税額控除額が追加される。加えて、2027年1月1日以降は、米国内で最終組み立てが行われた電気自動車でなければ、本法案に基づく税額控除は適用されないとされる。

米国産の電池を使用することを条件として税額控除を付与することは、WTO補助金協定第3条第1項(b)が禁止する補助金にあたる可能性があり、また、国産電池との関係で輸入電池を不利に扱うので、GATT第3条第4項(内国民待遇義務)にも抵触する可能性がある。また、「(団体交渉協定に基づき運営される)米国内の工場で組立」を条件とする税額控除や、2027年以降税額控除が輸入車には適用されない点についても、GATT第3条第4項(内国民待遇義務)に抵触する可能性がある。

我が国は、電気自動車税制優遇措置案について上記WTO協定整合性の観点からの懸念を、米国政府等に対して、様々な機会を通じ働きかけを行っている。

我が国としては、産業界や他国とも連携しつつ、引き続き、本措置を含む法案の審議状況を注視していく。

● EU：炭素国境調整措置案（CBAM案）

欧州委員会は、2021年7月に、EUへの輸入品につき、輸入者に対して、当該輸入品の製品炭素含有量に応じた賦課金を課する炭素国境調整措置（CBAM）に関する規則案を公表した。同規則案では、輸入者はCBAM（Carbon Border Adjustment Measure）証書の購入義務を果たす形で賦課金を支払う必要があり、賦課金の金額は、CBAM証書価格（P/CO₂-ton）×製品単位当たり排出量（CO₂-ton/Q）×製品輸入量（Q）で算定され、CBAM証書価格は、EUの温室効果ガス排出取引市場であるEU-ETSにおける排出取引価格に連動して決定される。また、CBAM案において、域外における炭素排出に伴う負担については、域外で支払った炭素価格（炭素税又は排出取引証書価格）のみが、賦課金額から控除されるという形で考慮される。なお、CBAMは2023年1月から施行開始予定だが、2026年1月までの3年間は移行期間とされ、移行期間中は、輸入者は、輸入課金支払義務は負わないが、製品単位あたり排出量等の情報を報告する義務を負う。

欧州委員会の上記規則案提出後、2022年3月15日に欧州理事会がCBAMに関する一般的アプローチ（general approach）に合意し、また、2022年5月17日に欧州議会の環境・公衆衛生点食品安全委員会（ENVI）が欧州委員会案に対する修正提案を含む報告書を採択した。同報告書は、輸出リベートの追加提案等の修正を経て同年6月22日に欧州議会本会議において採決された。今後、CBAM規則案は、欧州委員会・欧州議会・欧州理事会の三者間でさらに調整されることとなる。

CBAMは、輸入品に賦課金を課す国境措置であるため当然貿易に影響が生じうるところ、大前提として、内国民待遇等のWTOルールと整合的に設計される必要があり、特に正当化事由を充足するといえるかが議論になりうる。また、ルール整合性と密接に関連する別の論点として、貿易への制限は目的達成のため最小限とされる必要があり、そのために検討されるべき課題は多い。例えば、まず、カーボンリーケージの防止を目的とする措置といえるためには、輸入品の炭素集約度が国産品の炭素集約度を上回ることが確認される必要

があると思われる。なぜならば、輸入品の炭素集約度が国産品と同等かより低いのであれば、輸入に伴うカーボンリーケージは発生せず、国境で賦課金を支払うべき根拠が存在しないからである。また、そもそも個別の品目について重大なカーボンリーケージのリスクが実際に生じているか否かをどう判断するのか、製品単位あたりの炭素排出量の計測・評価をどのように国際的に同じ基準で行うのか、各国の排出削減努力について炭素コストを排出量に事実上比例して発生する負担も含めて実際にどのように検証するのかを含め、各国の対策の強度をいかにして比較すべきか、等も検討課題として挙げられる。

なお、規則案上、CBAMはEUの排出権取引市場であるEU-ETS上のカーボンリーケージリスク対策措置である無償割当枠の代替措置であるとされ、CBAMの賦課金額は無償割当枠の程度を反映して調整されることが予定されている。ただし、EU-ETSの無償割当枠のフェーズアウトについては、是非やスケジュールについてEU内で議論が続いており確定しておらず、また、CBAMの賦課金額算定における無償割当枠の具体的な調整態様はまだ明確ではない。これらの点が明らかにされない限り、CBAM提案のルール整合性の評価は完結できず、そのような状態で拙速に制度導入を進めることについては各国から疑問が生じるとと思われる。

我が国としては、EUとの二国間の議論や、WTOの各種委員会（特に貿易と環境委員会、貿易と環境の持続可能性に関する体系的議論（TESSD））における加盟国間の上記検討課題等に関する議論、G7・G20における野心的な温室効果ガス排出削減と競争上の不利益解消を達成するための有志国間枠組みである気候クラブの議論等に積極的に参加し、EUのCBAM案について、ルール整合性や通商・気候措置としての妥当性の観点から検証・関与していく。

● インド：個人情報保護法案・国家電子商取引政策案

インド政府は、2019年12月、個人情報保護法案を公表した。本法案では、「センシティブな個人データ（金融データ、健康データ、生体データを含む）」について、国内保存義務（一定の条件下での国外処理は可能）を規定するとともに、本人同意に加えて、当局が承認する契約や相手国の保護基準の十分性認定等に基づく場合のみ越境移転が可能と規定している。また、中央政府が指定する「クリティカル個人データ」については国内処理義務を規定している。さらに、2019年2月に商工省が公表した「国家電子商取引政策案」では、公共空間に設置されたIoT機器により収集されるデータ及び電子商取引プラットフォーム、ソーシャルメディア、検索エンジン等により在インドの利用者から生成されるデータに関し、越境流通を制限する法律的・技術的枠組みを構築することを記載している。一般的に、外国のサービス又はサービス提供者は、インド国外で一元的にデータを集約し管理していると推察され、これらの義務により、追加的な負担が発生するケースが想定されるところ、従前よりインド国内でデータを集約し管理しているインド国内のサービス又はサービス提供者に比べて、事実上不利な競争条件に置かれる可能性がある。外国事業者が中国国内事業者よりも実質的に不利な競争条件に置かれる場合には、GATS第17条の内国民待遇義務違反となる可能性がある。

個人情報保護法案及び国家電子商取引政策案について、我が国は、パブリックコメントへの意見書を提出するとともに、WTO対インドTPR等の場で、本案に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行って

いる。

我が国としては、引き続き、本案策定動向を注視し、二国間・多国間協議の場において、改善・明確化に向けた議論を進めていく。

● インド：貿易救済措置の不適切な運用

インド政府は、1995年以降、2021年6月末までに、WTO加盟国最多の1,096件のAD調査を開始、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は46件であり、うち32件についてAD措置が発動された。2021年12月末時点、4件のAD課税が継続している。また、SG措置についても、2021年12月末までにWTO加盟国最多である46件のSG調査を開始しており、そのうち22件についてSG措置が発動された。また、日印CEPAに基づく初のSG調査も実施された。

インドのAD措置及びSG措置については、国内需要の低下や国内競合企業による市場シェアの増加等が原因であるにも関わらず、我が国からのダンピング輸入又は輸入急増が原因でインド企業に損害が発生しているとの認定や、我が国産品はインド国内産品と競合関係はないにも関わらず、我が国からの輸入によりインド国内企業が損害を被っているとの認定がなされ、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD協定・SG協定等関連協定に整合的でない点が見られる。また、AD調査については、調査対象企業を含む利害関係者に対する通知が適切に行われず調査対応に支障が出るなど、手続に関する透明性の欠如も懸念される。

我が国は、不適切と思われるAD調査及びSG調査については、インド調査当局に対する政府意見書の提出やインド政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD委員会やSG委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきている。

我が国としては、引き続き、貿易救済措置の不適切な運用について是正を働きかけていく。

(参考2) WTO 紛争解決システムを巡る問題への対応

WTO における紛争解決手続は、国家間の通商問題・国際経済紛争の政治化を避け、国際的に合意されたルールに基づいて客観的な解決を図る WTO の中心的な柱の1つである。しかしながら、上級委員会は米国の反対で新委員の任命ができない状況の中で、2017年6月以降、次々と委員が任期を終え、2019年12月には上級委員はすべて空席となり、審理を行うことができない事態となった。パネル判断は、上訴された場合、上訴審理が終了するまで採択することができないところ、上級委員会の機能停止以降、上訴審の審理が進行しないにもかかわらず上訴する、いわゆる「空上訴」(appeal into the void) と呼ばれる行為が加盟国により行われ、その結果、パネル判断の確定・採択が妨げられ、紛争解決手続が塩漬けとなる状況が生じている。我が国が当事国となっている案件についても、既に、①インドによる鉄鋼製品に係るセーフガード措置等(DS518)、②韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置(DS553)は、被申立国が空上訴を行っており、現在、パネルに係属中の2件(インドによるICT製品の関税引き上げ措置(DS584)、中国による日本製ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング措置(DS601))についても、今後、空上訴が行われる可能性がある。

WTO 紛争解決手続のパネル段階で敗訴した国は、空上訴によって紛争解決機関による是正勧告を阻むことができ、通商システムにおいてルールに基づくガバナンスが十分に働かなくなる危機にある。この状況を打開するため、我が国は上級委員会の機能回復や紛争解決システムの改革を目指してきたが、これらの実現は関係国・地域の姿勢にも左右され、早期の問題解決は予断できない。一方、EU等は、上級委員会の機能不全に対処するための対応策として、暫定的な上訴仲裁システムである多国間暫定上訴アレンジメント(MPIA: Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement)の組成・参加や、空上訴行為に対する独自の対抗措置の制定などの代替措置を講じてきている。紛争解決システム改革の実現に取り組むことに加えて、日本としても暫定的・代替的な対応措置を検討する必要がある。

このような問題意識を踏まえ、本年5月に経済産業省に有識者から構成される「WTO 上級委員会の機能停止下の政策対応研究会」(座長:川瀬剛志上智大学教授)を設置し、検討を行ってきた。同研究会における中間報告書も踏まえ、WTOを補完するアプローチの検討・実行を更に進める。

(参考3) 2021年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の1年間の進捗状況

国名	貿易政策・措置	進捗状況
中国	ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング (AD) 措置	我が国は2021年6月に、WTO協定に基づく二国間協議を要請したが、二国間協議で解決に至らなかったため、同年8月にパネル設置を要請し、翌9月にパネルが設置された。
	産業補助金	2021年10月及び2022年4月の補助金委員会において、米国やEU等とともに、補助金と過剰生産能力問題に関する議論（補助金の透明性向上の必要性を含む）を提起した。
	サイバーセキュリティ法及び関連規則	2021年2月・6月・11月、2022年3月のTBT委員会及び2021年7月・10月、2022年3月・5月のWTOサービス貿易理事会や外務審議官を日本側団長として経済産業省他関係省庁の代表者が参加した2021年11月の日中経済パートナーシップ協定の二国間協議において懸念を引き続き表明。また、前述した各規則のパブリックコメントへ意見書を提出し、改善を求めている。
	強制技術移転	外務審議官を日本側団長として経済産業省他関係省庁の代表者が参加した2021年11月の日中経済パートナーシップ協定の二国間協議での懸念表明に加えて、2021年のTPRにおいて、強制技術移転に関する議論を提起。第三国による強制技術移転を含む不公正な慣行から保護するためのルールの強化に向け、各国との議論を深めてきた。
	AD措置の不適切な制度・運用	不適切と思われるAD調査について、政府意見書を提出して問題点を指摘。2021年10月、2022年4月に行われたWTOのAD委員会において、不適切なAD調査の問題点を指摘。
	外商投資法	2021年度に行った二国間協議の中で実効性のある制度運用を要請した。
	輸出管理法	WTO物品理事会（2018年3月以降）等で懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行った。
米国	1962年通商拡大法232条に基づく措置	2021年11月、日本産の鉄鋼、アルミの232条措置について協議が開始され、2022年2月、米国は日本からの輸入鉄鋼につき一定数量の関税割当を導入し、また派生製品に対する追加関税を撤廃した。ただし、関税割当の二次税率として25%は維持されており、アルミについては10%の追加関税賦課が維持されるなど、WTO協定上の問題は残る。

		<p>また、2021年9月にネオジム磁石についての232条調査が開始された。</p> <p>我が国は、米国に対し措置の回避及び完全撤廃に向け働きかけをしていく。</p>
	サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置	2021年10月、2022年4月に行われたWTOのAD委員会において問題点を指摘。
	ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）	<p>ターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、韓国（DS464）及び中国（DS471）が米国のAD措置を争い、我が国も米国の解釈を争って第三国参加。</p> <p>各パネル及び上級委は、かかるターゲット・ダンピングの認定に際してのゼロイングの適用についても、協定非整合とし、我が国の主張に整合する解釈をとっている。</p> <p>DS464については、米国の勧告履行期間（2017年12月まで）の経過に伴い、2018年1月、韓国が勧告不履行に対する対抗措置を申請、2019年2月の仲裁決定にて計8,481万ドルを上限とする対抗措置が認められた。</p> <p>DS471についても、履行期間（2018年8月まで）の経過に伴い、中国が2018年9月に勧告不履行に基づく対抗措置を申請、2019年11月の仲裁決定にて計35億7913万ドルを上限とする対抗措置が認められた。</p> <p>なお、2019年4月に公表された米国 - カナダ産軟材AD（DS534）に対するパネル報告書は、一定の条件でゼロイングを許容する余地を肯定したが、現行の米国のゼロイング実務自体はAD協定第2.4.2条に違反するとの判断が示された（カナダ上訴）。</p>
韓国	自国造船業に対する支援措置	<p>2018年11月及び2020年1月に二国間協議を要請し、協議を進めている。</p> <p>また、2021年11月及び2022年4月のOECD造船部会においても、従前同様、韓国の公的支援措置の内容について説明を求めるとともにその透明性の確保を要請等した。</p>
	ステンレス棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）	<p>2020年11月に韓国の措置はAD協定第11.3条に違反すると判示したパネル報告書が公表されたが、2021年1月、韓国は、WTO上級委員会に上訴した。</p> <p>我が国としては、本件がWTOのルールに従って適切に解決されるよう、引き続き必要な手続を進めるとともに、AD委員会や対韓国TPR等を通じて、日本企業への不当な課税が継続されないよう、韓国に対し、本報告</p>

		書の勧告に従い、本件措置を誠実かつ速やかに是正することを求めている。
インド	ICT 製品に対する関税措置	2019 年 5 月 WTO 協定に基づく二国間協議要請、2020 年 3 月パネル審理を要請。同年 7 月にパネルが設置され、パネル審理が進行している。
	熱延コイルに対するセーフガード (SG) 措置	2019 年 12 月に上級委機能停止を受け、上級委審理手続が停止。
	個人情報保護法案・国家電子商取引政策案	2021 年 1 月の WTO 対インド TPR において、内容及び策定状況についての明確化を求めた。
	貿易救済措置の不適切な運用	不適切と思われる AD 調査について、2021 年 10 月、2022 年 4 月に行われた WTO の AD 委員会において、不適切な AD 調査の問題点を指摘。 日印 CEPA に基づく初の SG 調査 (懸濁重合型 PVC 樹脂) については、コロナ禍の影響で調査手続が遅延していたが、2021 年 7 月、申請企業の申請取り下げにより、本件調査は終了し、措置発動には至らなかった。
ベトナム	サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令案	2021 年 7 月・10 月、2022 年 3 月・5 月の WTO サービス貿易理事会において懸念を表明。また、個人情報保護政令案については、2021 年 4 月、パブリックコメントへ意見書を提出し、改善を求めているほか、二国間協議等で懸念を表明。
フィリピン	自動車に対するセーフガード (SG) 措置	2021 年 2 月に暫定 SG 課税が開始されたが、同年 7 月に調査当局が確定措置の不発動を勧告し調査を終了した。フィリピン国際通商省が翌 8 月に同勧告を受け入れる決定をしたため、暫定課税も終了した。
ブラジル	自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置	2019 年 12 月末に履行期限が到来し、2020 年 1 月の DSB 会合にてブラジルは完全な履行を宣言した。しかし、是正措置の一部が不十分である疑いもあり、引き続き完全な履行にむけ運用状況を注視していく。